

(様式2)

以下の項目のいずれかに該当する場合、図書館の障がい者サービスの利用者として登録ができます。(ご本人以外の家族等代理人による申込みも可)

○ 利用登録確認項目リスト

※「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製に関するガイドライン」
(2010年2月18日、2013年9月2日一部修正)より

チェック欄	確認事項
	身体障害者手帳の所持 [] 級 注
	精神保健福祉手帳の所持 [] 級
	療育手帳（愛の手帳）の所持 [] 級

	医療機関・医療従事者からの証明書がある
	福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある
	学校・教師から障害の状態を示す文書がある
	職場から障害の状態を示す文書がある

	学校における特別支援を受けているか受けていた
	福祉サービスを受けている
	ボランティアのサポートを受けている
	家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている

	活字をそのままの大きさでは読めない
	活字を長時間集中して読むことができない
	目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない
	身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない
	その他、原本をそのままの形では利用できない

注（身体障害者手帳における障害の種類）視覚，聴覚，平衡，音声，言語，咀嚼，上肢，下肢，体幹，運動-上肢，運動-移動，心臓，腎臓，呼吸器，膀胱，直腸，小腸，免疫など（身体障害者福祉法別表による）